

平成24年2月23日

会員の処分

社団法人日本証券投資顧問業協会

当協会は、定款第13条第1項の規定に基づき、法令違反の事実が認められた会員を下記のとおり処分しました。

記

フューチャースtock株式会社（会員番号 022-00209 号）

処分の種類及び程度

会員権の停止、平成24年3月1日から3か月

処分の対象となった事実

当社は、平成20年3月に、近畿財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを無限責任組合員とし、ベトナム投資事業有限責任組合の出資持分の私募（以下「自己私募」という。）及び運用並びにアジア投資事業有限責任組合の自己私募を行っているが、これらのファンドについては、適格機関投資家からの出資がない。

従って、当社が行った上記業務は、金融商品取引法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第4項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第31条第4項に基づく変更登録を受けることなく当該業務を行うことは、同法第29条に違反するものと認められる。

以上